

**改正**

平成26年3月27日教委規則第2号

平成27年12月17日教委規則第8号

平成29年3月24日教委規則第4号

平成29年7月12日教委規則第5号

平成30年1月26日教委規則第1号

令和元年7月1日教委規則第1号

令和2年3月23日教委規則第2号

令和3年9月29日教委規則第5号

令和6年3月22日教委規則第6号

令和6年12月5日教委規則第9号

令和7年10月1日教委規則第4号

令和8年6月〇日教委規則第〇号

太子町立文化会館管理運営規則

(目的)

**第1条** この規則は、太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例（平成13年条例第22号。以下「条例」という。）の規定に基づき、太子町立文化会館（以下「会館」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用許可の申請等)

**第2条** 条例第7条第1項の規定により、会館を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、文化会館使用許可申請書（以下「申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次の各号に定められた期間によるものとする。

(1) 大ホール及び中ホール（以下「ホール」という。）について、使用しようとする日（以下「使用日」という。）の12月前から使用日の30日前までの期間とする。

(2) 大ホールの舞台のみを練習等で使用する場合は、使用日の30日前から使用日の10日前までの期間とする。

(3) その他の施設を使用する場合は、使用日の3月前（ホールと併用する場合は、第1号に規

定する期間) から使用日の10日前までの期間とする。

(4) 前3号の規定にかかわらず、各施設の予約がなく管理運営上使用しても差支えない場合は、使用日の当日まで申請書を提出できるものとする。

(5) 第1号から第3号までの期日が休館日にあたるときは、その翌日とする。

3 会館の自主事業、町の事業及び教育委員会が必要と認める場合は、前項の規定にかかわらず使用申し込みできるものとする。

4 前2項の申請の受付時間は、開館日の午前9時から午後6時までとする。

(許可書の交付等)

**第3条** 教育委員会は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、内容を審査し、その使用を許可するときは、文化会館使用許可書(以下「使用許可書」という。)を交付する。

2 前項の使用許可は、申請書を受理した順序に従って行い、申請が同時の場合は申請者の協議又は抽選により決定するものとする。

3 条例第7条第5項の規定により使用を許可しないときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(使用内容等の変更)

**第4条** 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可された使用内容及び使用目的を変更しようとするときは、文化会館使用許可変更申請書(以下「変更申請書」という。)に使用許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請により許可すべきものと認めたときは、当該使用者に文化会館使用変更許可書(以下「変更許可書」という。)を交付する。この場合において、使用料の不足が生じたときは、不足額を納付させるものとする。

(付属設備の使用許可申請等)

**第5条** 条例第7条第3項の規定により会館の付属設備を使用しようとする者は、文化会館付属設備使用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請があった場合は、内容を審査し、その使用を許可するときは、文化会館付属設備使用許可書を当該申請者に交付する。

3 条例第10条第2項に規定する付属設備の使用料は、別表1に定める額とする。

(使用料の減免)

**第5条の2** 条例第10条の2に規定する使用料の減免については、次の各号に定める割合とする。

(1) 町が主催又は共催する事業により使用する場合 全額

(2) 町長が特に必要と認める場合 町長が相当と認める額

2 前項の規定により、使用料の減免を受けようとする者は、太子町立文化会館使用料減免申請書を町長に提出しなければならない。

(使用中止届等)

**第6条** 条例第11条第7項の規定による届出は、文化会館使用中止届（以下「中止届」という。）又は文化会館施設き損（滅失）届出書による。

(使用料の還付)

**第7条** 条例第10条第4項ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定める割合とする。

(1) 使用者の責めによらない事由によって使用することができないとき。

既納使用料の全額

(2) 使用者が次に掲げる日までに中止届を提出したとき。

ア ホール（併用して申請した施設を含む）

使用日前30日 既納使用料の5割相当額

イ その他の施設、附属施設

使用日前10日 既納使用料の5割相当額

2 使用者が第4条第2項の規定により変更許可書が交付された場合において、既納使用料に過納額が生じたときは、前項第2号の規定を準用する。

3 使用料の還付を受けようとする使用者は、文化会館使用料還付申請書を町長に提出しなければならない。

4 町長は、前項の申請により還付すべきものと認めたときは、文化会館使用料還付決定通知書を当該使用者に交付する。

(収容人員)

**第8条** 条例第12条第1号に規定する収容人員は、別表2に定めるところによる。

(指定管理者が管理する場合の取扱い)

**第9条** 第9条 指定管理者に条例第17条第2項の規定による業務を行わせる場合にあつては、第2条から第3条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、第4条から第5条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第5条の2（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「町長に提出」とあるのは「指定管理者に提出」と、第7条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と、別表1中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(補則)

**第10条** この規則に定めるもののほか、申請書等の様式その他会館の管理運営に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

(旧規則の廃止)

2 太子町立文化会館管理運営規則（平成5年規則第13号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

(旧規則の廃止に伴う経過措置)

3 この規則施行の際、現に旧規則の規定に基づいてなされた交付、通知その他の処分又は申請、届出その他の手続は、この規則の相当規定に基づいてなされた処分又は手続とみなす。

**附 則**（平成26年3月27日教委規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年12月17日教委規則第8号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の太子町立文化会館管理運営規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料の減免について適用し、同日前までの使用に係る使用料の減免については、なお従前の例による。

**附 則**（平成29年3月24日教委規則第4号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**（平成29年7月12日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成30年1月26日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和元年7月1日教委規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

**附 則**（令和2年3月23日教委規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年9月29日教委規則第5号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日教委規則第6号抄）

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月5日教委規則第9号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年10月1日教委規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の太子町立文化会館管理運営規則の規定は、この規則の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和8年6月〇日教委規則第〇号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の別表2の規定は、令和9年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の太子町立文化会館管理運営規則の規定は、この規則の施行の日以降の使用に係る使用料について適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表1（第5条第3項関係）

附属設備等使用料

| 分類        | 番号 | 種類又は品目 |      | 単位 | 使用料   |
|-----------|----|--------|------|----|-------|
| 舞台関係設備及び備 | 1  | 音響反射板  |      | 1式 | 5,000 |
|           | 2  | 舞台機構   | 大ホール | 1式 | 5,000 |
|           | 3  |        | 中ホール | 1式 | 3,000 |

|   |    |         |            |    |       |
|---|----|---------|------------|----|-------|
| 品 | 4  | 平台      | 2尺×6尺×4寸   | 1台 | 100   |
|   | 5  |         | 3尺×6尺×4寸   | 1台 | 100   |
|   | 6  |         | 4尺×6尺×4寸   | 1台 | 200   |
|   | 7  |         | 6尺×6尺×4寸   | 1台 | 200   |
|   | 8  | 開き足（中足） | 1尺7寸×6尺    | 1台 | 50    |
|   | 9  |         | 1尺7寸×4尺    | 1台 | 50    |
|   | 10 |         | 1尺7寸×3尺    | 1台 | 50    |
|   | 11 | 開き足（高足） | 2尺4寸×6尺    | 1台 | 50    |
|   | 12 |         | 2尺4寸×4尺    | 1台 | 50    |
|   | 13 |         | 2尺4寸×3尺    | 1台 | 50    |
|   | 14 | 箱足      | 1尺×1尺1寸×6寸 | 1台 | 50    |
|   | 15 |         | 1尺×1尺6寸×6寸 | 1台 | 50    |
|   | 16 | けこみ     | 6尺×7寸      | 1枚 | 50    |
|   | 17 |         | 12尺×1尺     | 1枚 | 50    |
|   | 18 | 油揚げ     | 3尺×6尺×4寸   | 1台 | 100   |
|   | 19 | 二段      | 4尺×1尺7寸×2尺 | 1台 | 50    |
|   | 20 | 松羽目     | ドロップ式      | 1式 | 3,000 |
|   | 21 | 金屏風     | 6曲         | 1双 | 2,000 |
|   | 22 | 緋毛仙     | 6尺×12尺     | 1枚 | 300   |
|   | 23 |         | 6尺×9尺      | 1枚 | 200   |
|   | 24 | 山台用長座布団 | 2尺×12尺     | 1枚 | 200   |
|   | 25 | 並座布団    | 2尺×9尺      | 1枚 | 200   |
|   | 26 | 地がすり    | 11m×18m    | 1枚 | 1,000 |
|   | 27 | 紗幕      |            | 1枚 | 2,000 |
|   | 28 | 上敷き     | 3間 5間      | 1枚 | 100   |
|   | 29 | めくり台    |            | 1台 | 100   |
|   | 30 | 舞台用姿見   |            | 1台 | 200   |
|   | 31 | 楽団員用椅子  |            | 1脚 | 50    |
|   | 32 | 指揮者台    | 譜面台付       | 1台 | 300   |

|            |    |            |         |    |       |
|------------|----|------------|---------|----|-------|
|            | 33 | 譜面台        |         | 1台 | 50    |
|            | 34 | コントラバス用椅子  |         | 1脚 | 100   |
|            | 35 | 司会者台       |         | 1台 | 200   |
|            | 36 | 演台         | 大ホール    | 1台 | 300   |
|            | 37 |            | 中ホール    | 1台 | 300   |
|            | 38 | 花台         | 大ホール    | 1組 | 200   |
|            | 39 |            | 中ホール    | 1組 | 200   |
|            | 40 | 会議テーブル     | 舞台用     | 1台 | 200   |
|            | 41 | 会議椅子       | 舞台用     | 1脚 | 50    |
|            | 42 | 吊り物        | バトン1本   | 1式 | 300   |
|            | 43 | ホワイトボード    |         | 1台 | 100   |
| 音響関係設備及び備品 | 1  | 場内拡声装置     | 大ホール    | 1式 | 3,000 |
|            | 2  |            | 中ホール    | 1式 | 2,000 |
|            | 3  | 移動用スピーカー   |         | 1台 | 500   |
|            | 4  | デジタルオーディオ  | 大ホール    | 1式 | 500   |
|            | 5  | テープレコーダー   | 中ホール    | 1式 | 500   |
|            | 6  | CDプレーヤー    |         | 1式 | 500   |
|            | 7  | カセットテープデッキ |         | 1式 | 500   |
|            | 8  | 吊りマイク装置    | 2点      | 1式 | 1,000 |
|            | 9  |            | 3点      | 1式 | 1,000 |
|            | 10 | コンデンサーマイク  | A       | 1本 | 1,000 |
|            | 11 |            | B       | 1本 | 1,000 |
|            | 12 | ダイナミックマイク  |         | 1本 | 500   |
|            | 13 | ワイヤレスマイク   | ハンドマイク  | 1本 | 1,000 |
|            | 14 |            | タイピンマイク | 1本 | 1,000 |
|            | 15 | マイクスタンド    | 床上型     | 1本 | 300   |
|            | 16 |            | 卓上型     | 1本 | 200   |
|            | 17 |            | ブーム型    | 1本 | 300   |
|            |    | 18         | 移動式アンプ  |    | 1式    |

|                        |    |                       |           |     |        |
|------------------------|----|-----------------------|-----------|-----|--------|
|                        | 19 | ミニシアター拡声装置            |           | 1 式 | 2,000  |
| 照明関係<br>設備<br>及び備<br>品 | 1  | ボーダーライト               | 200W 90灯  | 1 列 | 1,000  |
|                        | 2  |                       | 150W 54灯  | 1 列 | 500    |
|                        | 3  | サスペンションライ             | 1 k w 36灯 | 1 列 | 1,000  |
|                        | 4  | ト                     | 500W      | 1 台 | 300    |
|                        | 5  | アッパーホリゾンラ             | 500W 80灯  | 1 列 | 1,000  |
|                        | 6  | イト                    | 200W 54灯  | 1 列 | 500    |
|                        | 7  | シーリングライト              | 大ホール      | 1 台 | 300    |
|                        | 8  |                       | 中ホール      | 1 台 | 300    |
|                        | 9  | フロントサイドライト            | 1 k w     | 1 台 | 300    |
|                        | 10 | センタースポットライト           | 1 k w     | 1 台 | 500    |
|                        | 11 | ローアホリゾンライト            | 300W 72灯  | 1 列 | 1,000  |
|                        | 12 | Aセット                  | 大ホール      | 1 式 | 5,000  |
|                        | 13 |                       | 中ホール      | 1 式 | 3,000  |
|                        | 14 | Bセット                  | 大ホール      | 1 式 | 10,000 |
|                        | 15 |                       | 中ホール      | 1 式 | 4,000  |
| 楽器等                    | 1  | グランドピアノ               | 外国製       | 1 台 | 8,000  |
|                        | 2  |                       | 日本製       | 1 台 | 3,000  |
|                        | 3  | 和太鼓                   |           | 1 台 | 2,000  |
|                        | 4  | ピアノ椅子                 |           | 1 台 | 100    |
| 映写機                    | 1  | スライド映写機               |           | 1 台 | 2,000  |
|                        | 2  | オーバーヘッドプロジェクター        |           | 1 台 | 2,000  |
|                        | 3  | ビデオプロジェクター            |           | 1 台 | 3,000  |
|                        | 4  | 高精細テレビ                |           | 1 台 | 1,000  |
|                        | 5  | ブルーレイプレーヤー及びHDMI ケーブル |           | 1 式 | 500    |
|                        | 6  | DVDプレーヤー              |           | 1 台 | 500    |
|                        | 7  | VHS ビデオデッキ            |           | 1 台 | 500    |
|                        | 8  | 移動式スクリーン              |           | 1 台 | 200    |
| その他                    | 1  | テレビ中継                 |           | 1 式 | 10,000 |

|    |             |          |       |       |
|----|-------------|----------|-------|-------|
| 2  | ラジオ中継       |          | 1 式   | 5,000 |
| 3  | 展示パネル       | 0.9×2.7  | 1 枚   | 300   |
| 4  |             | 0.9×2.1  | 1 枚   | 200   |
| 5  |             | 0.45×2.1 | 1 枚   | 100   |
| 6  | 展示用作業台      |          | 1 台   | 500   |
| 7  | 会議室机        |          | 1 脚   | 100   |
| 8  | 会議室スタッキング椅子 |          | 1 脚   | 50    |
| 9  | 丸椅子         |          | 1 脚   | 50    |
| 10 | 国旗、県旗、町旗    |          | 1 旗   | 200   |
| 11 | サインスタンド     |          | 1 個   | 100   |
| 12 | 移動更衣室       |          | 1 台   | 500   |
| 13 | シャワー        |          | 1 室   | 700   |
| 14 | 浴室          |          | 1 室   | 1,500 |
| 15 | 持込電源使用料     |          | 1 k w | 300   |
| 16 | 茶道具         |          | 1 式   | 3,000 |
| 17 | 陶芸窯（電気料金含む） |          | 1 式   | 8,400 |

照明セット

| セット  | 番号 | 品名         | 大ホール    | 中ホール   |
|------|----|------------|---------|--------|
| Aセット | 1  | ボーダーライト    | 1 列90灯  | 1 列54灯 |
|      | 2  | シーリングライト   | 10台     | 5 台    |
|      | 3  | フロントサイドライト | 10台     | —      |
|      | 4  | サスペンションライト | 1 列36灯  | 9 台    |
|      | 5  | ホリゾンライト    | 1 列40灯  | 27灯    |
| Bセット | 1  | ボーダーライト    | 2 列180灯 | 1 列54灯 |
|      | 2  | シーリングライト   | 20台     | 8 台    |
|      | 3  | フロントサイドライト | 20台     | —      |
|      | 4  | サスペンションライト | 2 列72灯  | 18台    |
|      | 5  | ホリゾンライト    | 1 列80灯  | 54灯    |

備考

- 1 附属設備等の使用料は、午前（9時から12時まで）、午後（13時から17時まで）、又は夜間（18時から22時まで）の使用区分ごとに1回として算定します。ただし、連続して使用する場合、使用区分と使用区分の間の使用料は徴収しません。
- 2 「楽器等」に含まれる楽器の使用料には、調律料は含みません。
- 3 持込電源使用料は持込器具の定格消費電力の合計とし、合計の1kw未満の端数は、1kwに切上げます。
- 4 使用料合計額の10円未満の端数は、切り捨てます。
- 5 延長及び繰上使用は各30分を限度とし、それぞれ基本使用料に5割を乗じて得た額を加算します。
- 6 「陶芸窯」を使用する場合は、太子町文化協会太子町陶芸部への所属が必要です。

別表2（第8条関係）

| 施設名                 |       | 定員人 | 収容人員 人 | 備考 |
|---------------------|-------|-----|--------|----|
| 大ホール                |       | 800 | 800    |    |
| 中ホール                |       | 300 | 400    |    |
| ミニシアター（視聴覚室）        |       | 84  | 84     |    |
| 会議室                 |       | 40  | 40     |    |
| 研修室<br>（リハーサル<br>室） | 第一研修室 | 50  | 50     |    |
|                     | 第二研修室 | 50  | 50     |    |
| 和室                  |       | 40  | 40     |    |
| 創作室                 |       | 40  | 40     |    |
| 楽屋                  | 第一楽屋  | 8   | 12     |    |
|                     | 第二楽屋  | 4   | 6      |    |
|                     | 第三楽屋  | 4   | 6      |    |
|                     | 第四楽屋  | 4   | 6      |    |
|                     | 第五楽屋  | 4   | 6      |    |